

# 議会改革特別委員会会議録

[平成24年 8月23日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 8月23日  
午後 1時30分 開会  
午後 3時55分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

### 欠席

委 員	蓮 池 洋 美
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 南あわじ市議会基本条例運用基準（案）について…………… 3
2. 南あわじ市議会基本条例の施行期日について…………… 3 7
3. 南あわじ市議会基本条例上程にかかる提出の理由（案）について…………… 3 9
4. その他…………… 4 1

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成24年 8月23日(木)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 3時55分)

○柏木 剛委員長 皆さんこんにちは。

暑い中集まっていただきましてありがとうございます。議会改革特別委員会をこれから開会したいと思います。

これまでの経緯を振り返ってみますと、改革委員会でいろいろ検討してきました基本条例と解説案をつくりまして、7月17日に委員外議員からの出席をいただきまして、いろいろ意見をいただきながら、全て朗読して意見をいただきながら、ここでできれば案を確定したいというふうな運びでおったんですけども、3点ほど特に議会報告会につき、あるいは反問権につき、あるいは議員定数・議員報酬について、あえてここで言う必要があるかとかいうような意見が出てきて、ということで、その7月17日では条例の確定案までいたらなかったということで、続きまして8月2日に委員会を開きました。そこで、今出たような話をいろいろ検討しまして、条例の文面とかについて確認しました。そして、そこでは報告会及び反問権、議会定数、特に基本的な文言訂正はなかったんですが、印部議員のほうから、やはりこの委員会としては、一つの運営の基準、ルールをつくっておく必要があるんじゃないかと、そういう提案がありまして、やはりそれはどこかの委員会なりに委ねるわけにはいかないんで、やはりこの委員会としてこの基本条例とセットで検討しておくべきではないかと、そんな話が出まして、その後、正・副委員長と事務局でいろいろ何回も集まりまして、運用基準につきまして案をつくりました。

ということで、本日はレジュメにあります、一つは南あわじ市議会基本条例運用基準(案)についての確認をお願いしたいと思います。御意見を賜りたいと思います。

2つ目は、南あわじ市議会基本条例の施行期日をいつにするかという話が2つ目です。

もう1点は、南あわじ市議会基本条例上程にかかる提出の理由ということで、私のほうで原案をつくりましたので、それをいろいろ検討していただきたいと。

4番、その他として、これからいろいろ会派代表者会議とか全協とかを踏まえながら最終的に9月26日の本会議に発意したいというふうに思っておりますが、その間の過程についていろいろお話ししたいと思います。

そんなことで、本日始めたいと思います。よろしく申し上げます。

それではまず次第1番目の南あわじ市議会基本条例運用基準(案)について ということで、この運用基準(案)をつくりましたので、これを朗読しながら、確認及び御意見を賜りたいと思います。

朗読につきましては、事務局のほうでお願いできますか。

○印部久信委員　　ちょっと待って委員長。これな、発送されてきたやつな。私なりに読んでみたんやけど、まず確認したいのは、この送られてきたこの文章の文言がよ、仮によ、きょう皆オーライと言えよ、この文言このままを出すわけか。え。出すわけ。このまま出すわけ。

○柏木　剛委員長　　このままと言うのは、どういうことですか。

○印部久信委員　　このままそっくりよ。

○柏木　剛委員長　　いや、加筆訂正した上で、修正した上で、ですけどね。

○印部久信委員　　訂正した上でやな。

○柏木　剛委員長　　はいそうです。もちろん。

○印部久信委員　　ほやから、これはあくまでも一つの説明資料やな。

○柏木　剛委員長　　はいそうです。きょういろいろ検討していただいて、御意見いただくための資料で、きょうその意見をまとめて一つの運用基準（案）をつくりたいという考えです。

○印部久信委員　　そういうことやな。

○柏木　剛委員長　　はいそうです。

○印部久信委員　　これは、こんでええ、こんでええ、言うた場合、これはこのままそっくり出すんでないわけやな。

○柏木　剛委員長　　これでいいとなったら、このままそっくりいく。

○印部久信委員　　このままそっくりいくんなら、言わなんことは多けあるさかいに。

○柏木　剛委員長　　はい、結構です。そういう場です。

○印部久信委員　　この運用基準としてな、議会で条例に付随してこれを出すんならな。

こら、この文書において、こんなものは要らんちゅうことは多けあるさかいにな。

○柏木 剛委員長 はい結構です。それをぜひ。正・副委員長と事務局でいろいろ協議して何回も集まって、いろいろやった結果ですけども、もちろんそれをたたいていただくという、きょうはその場ですので、御意見をお聞かせ願えたらという場ですので。その上で、一つの運用基準（案）を委員会として策定したいと。

○印部久信委員 きょうの委員会において、もう一遍削除・加筆しながらやるということやな。

○柏木 剛委員長 そうですね、はい。  
よろしいでしょうか。  
じゃそういうことで、事務局済みませんが、朗読お願いできますか。

○事務局課長（垣 光弘） そしたら朗読させていただきます。

南あわじ市議会基本条例 運用基準（案）

この基準は、南あわじ市議会基本条例（平成24年南あわじ市条例 号、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

#### 1 自由討議

条例第3条第1号及び条例第13号第2項に規定する自由討議については、次のとおりとする。

① 本会議における議員間討議は、実施について引き続き検討する。

② 委員会における委員間討議は、付託された案件の採決前に、ここは赤字で御検討願う部分ですけれども、執行機関の退席を求めず実施する。

#### 2 議会報告会

○印部久信委員 ちょっと待って。一つずついかんかい。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃひとつずつお願いします。

ここで一旦区切ります。

自由討議について、御意見ありましたら。

はい、印部委員。

○印部久信委員 とにかく運用基準やから、決まったことを補完するんが運用基準だ。基本的な考え方というのは。委員長。

○柏木 剛委員長 はい。

○印部久信委員 条例を、この条例はこういうことですよ、ということを補完するのが運用基準やな。ということになってたらよ、「本会議における議員間討議は、実施について引き続き検討する。」やいうことは、まず要らんのや。決まった条例についての補完をするのが運用基準だ。決まってないことを、今後検討するやいうことは、運用基準に要りますか。

○柏木 剛委員長 はい。  
何か御意見。

○印部久信委員 そうだ。決まってないこと、今後検討することを、運用基準に書かんなんけちゅうことや。

○柏木 剛委員長 はいわかりました。御意見ございませんか。なかったら印部議員の言うことを。

○印部久信委員 委員長の考えどないですか。

○柏木 剛委員長 私はそうかとは思いますが、はい。検討するということは、こんなことは必要ない。

○印部久信委員 あくまでも運用基準ちゅうのは、柱を補完するがための言葉でえかな。

○柏木 剛委員長 はい。これは運用基準ですから、本会議における議員間討議は、検討した結果また改めてこういうやり方しようとなれば、ここに入れればいいというお考えなわけですね。

○印部久信委員 いや、ほやから、全協とかどっかで説明するときにおいたら、本会議における議員間討議については、今回の議会改革の委員会においては答えが出らなんだから、これは今後検討する課題ということで、文言で全協において説明することであって、運用基準に今後検討するやいうことは要らんということや。

○柏木 剛委員長 はい。

○印部久信委員　　そうでないと、書かんならんことはようけできてくるんでねえか。と思うんだけどの。

委員長どない思いですかちゅうねん。

○柏木 剛委員長　　はい。

ほかの方の御意見どないでしょうか。

運用基準というのは、そういうものであるということで。

○久米啓右副委員長　　印部議員の言われるとおりだと。

○柏木 剛委員長　　はい、了解しました。おっしゃるとおりですので、1番はカットします。

ほかに何かございませんか。決まったことを補完するということであると。

○印部久信委員　　条例の補完やからな、運用基準ちゅうのは。今後の検討課題やこと関係ない。

○柏木 剛委員長　　はいよくわかりました。

ほかに特になければ、2番のほうに移ってよろしいですか。議会報告会についての運用基準。

じゃ2番お願いします。

○事務局課長（垣 光弘）　　はい。

## 2 議会報告会

条例第7条第4項に規定する議会報告会の実施については、次のとおりとする。

- ① 運営については、議会広報広聴特別委員会とする。・・・広報委が常任委員会化されたら改正、運用基準を改正する。
- ② 開催回数は、年1回とする。ただし、必要が生じた場合、別途開催することができる。
- ③ 開催時期は、9月定例会での決算審査状況を報告するため11月とする。
- ④ 班編成、開催箇所等については、別途要綱で定める。

以上です。

○柏木 剛委員長　　はい。2番の議会報告会についての運営基準に関して、御意見を。



はい、印部委員。

○印部久信委員　　これ出す場合、①のよ、所管は議会広報広聴特別委員会とする。そんでいいん違うの。「・・・広報委が常任委員会化されたら改正」やいうこの・・・の最後の文言は要らんのと違うの。

○柏木 剛委員長　　これはまあ。  
はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長　委員長、これ正式に出すときは、「・・・」以降抹消して提出することで。

○柏木 剛委員長　　コメント的な意味です。

○久米啓右副委員長　　ちょっと説明不足や思うけど。

○印部久信委員　　これな、これは全く要らんと思うんや、こういう説明書きはな。それと④番のよ、「班編成、開催箇所については、別途要綱で定める。」やいうて、こういうこと書いた場合よ、別途要綱ちゅうのはまたつくらんなんでの。こういうこと書いた場合によ。ほで、こういう別途要綱、こんな書き方したら別途要綱つくらんなんわけや、委員長。ほやから、班編成、開催箇所についたらよ、「委員会で協議する。」でええん違うの、何らかのことにしとかんと。こんなことにしたら、またこれ要綱つくらんなん。と思うんやけん。どない。

やり方は、広報広聴委員会で決めてもろて、どうせ広報広聴委員会で決めても、最後は議運、全協に諮るんやから。最終的には、全協に諮ると思うんで結局最終的には。だから、「班編成、開催箇所については、広報広聴委員会に委ねる。」でええん違うの。

○柏木 剛委員長　　はい、いかがでしょうか。これはじつはもともとの議案では、「開催箇所については、議会広報広聴常任委員会で協議の上定めることとする。」というような、こんな感じだったんですけども。

○印部久信委員　　別途要綱で定める、と言うたら、これまた要綱をつくんのは、また何日かかかるぞ。

○柏木 剛委員長　　はい、いかがでしょうか。

○印部久信委員            と思うんやけんどの。

○柏木 剛委員長            はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長        印部さんの言うとおりのやと思います。ですから、所管委員会、ここでは議会広報広聴、この時点では特別委員会なんで、所管委員会で協議し定める、でよろしい。

○柏木 剛委員長            所管委員会で。

○印部久信委員            また一仕事ふえるぞ、これ。要綱いうたら。

○柏木 剛委員長            はい。

          はい、わかりました。

          ほかに何かございませんか。

          よろしいでしょうか。はい、熊田委員。

○熊田 司委員            ちょっと確認なんですけど、この開催の時期が、「9月定例会の決算審査状況を報告するため」というのはわかるんですけど、「11月とする。」となつてきますと、この早速来年は、改選ありますよね。そんな場合はどうするか、いう問題も。要するに新しい議員がなってくるんで、こころ辺の、ま、「9月定例会後とする。」とか何とか、ちょっと皆さんで検討していただけたらと思うんですけど。

○柏木 剛委員長            「9月定例会後とする。」と。

○印部久信委員            まあ、ほれか委員長、要綱、運用基準にこういう言葉を入れるんは正しいんか正しないんかわからんのやけんども、「原則11月とする。」いう、「原則」という入れ方したらいかんのかな。

○柏木 剛委員長            ああなるほど。

○印部久信委員            こういう言葉遣うてもええんかな、この運用基準に。こういうような文言はええんかな、「原則こういうことにする」や言い方は。

○柏木 剛委員長           はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長       「原則」が的確やと思うんですが、それで十分かなと思います。

○柏木 剛委員長           はい、わかりました。

○印部久信委員           だから状況に応じたらやな、今熊田議員が言いよったようにやな、今年はこういう年やから、広報広聴委員会のほうから発案してもろてやな、10月にせんかとか、いうこともできらんこともないわの。

○柏木 剛委員長           はい、ありがとうございます。

「原則」という言葉を入れるということで、すると。

じゃ、その線で。熊田議員の言われたことについては、その線で、ということで。対応する。

よろしいでしょうか。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員           この前ちょっと、欠席しとったんですが、これは、年1回やるということ、この委員会で決まったわけですか。

○柏木 剛委員長           基本条例上は、「開催するものとする。」としてですね、あと何回にするかというのは前決まったというわけではないんです。きょうの話です。「1回以上とする。」とかいろいろ意見があったんですけども、きょうは「1回とする。ただし、」ということをつけて、1回以上もできるよ、ということにしようというのが今回の案です。運用基準案です。

○阿部計一委員           1回せんときもあるという解釈でもいいんけ。

1回はするということですか。

わしはもう議会報告会は要らんとするんだけど。

○柏木 剛委員長           これはまあ、年1回はする、という意味ですね。

○阿部計一委員           わかりました。それならそれで結構です。

○久米啓右副委員長       阿部議員のそういう御心配ちゅうかその懸念もわかると思います。

ですから、条例に定めてしまうとしばられてしまうので、それは条例には載せんとこと。運用基準ですので、これはもう皆さんで協議して、変更も簡単にできるということで、こちらに回数を移したんです。ですから、状況によっては、1回というのが崩れる可能性もそらあると思うんですけども、この委員会としては1回を基本として開きたいということ基準として、1回を表現しようということにしています。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。

1回やる考えですね。

よろしかったら次3番 反問権のところに、朗読をお願いできますか。

○事務局課長（垣 光弘） はい。

3 反問権ですけども、赤字で書かれとる部分は、委員さんに検討していただくいうことで書かせていただいております。

(1) 条例第8条第2号に規定する反問権については、市長等は、議員の質疑及び質問に対し、その背景、根拠等を質すため議長又は委員長の許可を得て反問できることを定めている。ただし、予算措置や代替案の提示を求めるなど、議決機関として答弁が不可能な反問は、議長又は委員長の秩序保持権により認めることができないものとする。

(2) 反問権に係る運用等は、次のとおりとする。

① 反問をできる者は、もとの質問に対して答弁すべき者に限るものとする。

② 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。

③ 質疑者又は質問者の議員は、反問に対して（答弁し・誠実に答え・答え）なければならない。

④ 反問は、代表質問、一般質問、緊急質問及び議案質疑に対して行うことができる。

⑤ 反問に要する時間は、質問時間に（含む・含まない）ものとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 はい、ありがとうございます。

これに関して御意見ございましたらお願いしたいと思います。

はい、印部委員。

○印部久信委員 これで、この反問権の（1）よな。これをこうやって書いてくれてあるので、まあ、前の全協のときにいろんな方が心配されておって、執行部から、ほんやったらこの予算どないしたんな、金あるんかと、言われるような反問はこれはもうできらん

わけやの。この(1)から見ての。ほんで、全協で心配しておったようなことがこの反問権について、これにくくっておいたら、まあ、心配されとった人のこともクリアーできるのでないかと思うわね。だからほんでええと思う。それと後、(2)③の「答弁」とか、「含む・含まない」かは、これについてちょっと言うても構わんかな。

○柏木 剛委員長 はい、どうぞ。

○印部久信委員 ③の反問に対して「(答弁し・誠実に答え・答え)」と3つ書いてあるんやけど、私としてはもう「答弁しなければならない。」んでええと思います。

⑤の反問時間は、質問時間には、これは「もう含まないものとする。」にしといてもらわんと、これを含んでやられたら持ち時間、その反問繰り返されたら時間がないようになってしまう恐れがあるので、でけたら「含まないものとする。」にしといてもらええと、私個人的には思います。

○柏木 剛委員長 はい、よくわかりました。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員 これ今③番やけど、印部議員は・・・「答弁し・誠実に答え・答えなければならない。」けど、これは、議員が言うたことにこのあっちが反問してきたとき、議員が答えようが答えまいがな、そんなことここに書く必要ないと思うねん。もうそれ自身でよう答えなんたら、議員として、こらもう結局資質も問われるというようなことになるのでな、そこまで書く必要ないと思うで。反問に対して議員がたとえ反問せんでもよ、そら何ら言われることはないと思うんやけど。

○柏木 剛委員長 その辺に対する御意見。3番の条項要らんのじゃないかという話ですが。

○印部久信委員 そりゃそうじゃのう、言われたらの。

○柏木 剛委員長 「ねばならない」という言葉。

○阿部計一委員 答えろなんて言わんでも、答えをしよるさかい。わざわざ書く必要ないん違うかなと。

○柏木 剛委員長 この辺どうですか。事務局何かコメントありますか。

○事務局次長（阿閉裕美） 反問権を与えているのに執行部側が反問した場合、議会は阿部さんの言うように、当然答えるのは当然で、書く必要ないぐらいのものですけども、一応、その辺の担保というのはおかしいんですけども、一応反問権を与える以上は、こういうふうに明記しとくのも一つかなということで、案としております。

○阿部計一委員 こんなん幼稚園みたいなこと。答える答えらんは資質の問題や。  
反問権は認めとんであつての、認めとんであつて、答弁しようがしまいが、議員がやで、考えたらええことであつてな、こんなんとやかく言われる必要ないと思うんやで。

○柏木 剛委員長 あえてこれをここに書かなくても、ねばならない・・・しなければならぬ・・・書く意味が。  
はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 答弁は当然、阿部委員がおっしゃったとおりだと思います。それで、具体的に反問権を認めて、運用するということになりますと、我々も議員側の、何て言うんですか、そんなに知らん顔して横向くというようなことはないと思うんですけども、一つの基準という格好でね、当然答えるべきことを文章にして確認のための文章ということで、担保というところまでいかんですけども、まちよつとしつこいようやけども、確認のための文章ということで、印部さん言われた「答弁しなければならぬ。」というような文言が適当かなと私も思います。

○柏木 剛委員長 はい、阿部委員。

○阿部計一委員 これはそんなふうな何も、それぞれあるけれど、これは反問して、反問者もな、ええかげんな反問してくる可能性があるや、ほんなら議員によつたらよ、そんな反問に答えられるかいうのも、いうぐあいもあるわけよ。ほな答えられへんようなことを言うて来たときにやな、これ書いてあつたらなんぞ答えないかんで、おれは反問に対してやで、いいかげんなこと言うてきたときに、そんな反問こっちは答える必要ないと、ほない言うような場面もよ、想定されると思うで。

○印部久信委員 そこで、この②が生きてくんのやけんどの。②が。そやから議長・委員長がよっぽどしっかりしとつてもらわんと困るわけよ。②でな、今阿部さん言われたような、ことが起こった場合よ。議長又は委員長はよ、「反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。」とここに書いてあるんや。とい

うことは、阿部さん心配しとつこと、ここで書いてあんのやけんど、要はよ、要は、その場の委員長・議長の資質よ、そんなことを言うて、議員に言うて反問するもんかどうかをここで判断してもらわんと困るねん。ほんでかえって反問者に停止をするぐらいの委員長・議長でないと困るわけやの。ほんで阿部さん言われたようにの、答えられんこと言われて、そのままずっとやられたらめげてまうわけや。要はそこや。

○柏木 剛委員長 はい。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員 要は、これ「市長等」なんやからな、市長であればよ、それはそんなことはないと思うわ。けど、それは今まででも、執行部の答弁聞きよったら、話聞きよっても、ええかげんなもんもおるやないか。それはとんでもないとんちんかんなことを言う可能性もあるわけよ。そんな反問なんや通用するかいというようなな、こともありうるんやからな。これから、あえて「答えなければならぬ。」やいうことは、何ぞ言わないかんというような。

○柏木 剛委員長 何かありますか、事務局。

○阿部計一委員 要は、議長・委員長判断や。

○柏木 剛委員長 ということは、③は要らないという声が多数なんかと思いますが。

○阿部計一委員 もう要らないちゃうか、そういうことも想定されるん違うんかと思うで。

○印部久信委員 委員長がほんなくだらん反問すな、と言うてくれるような委員長でなかったら困るということなんやな。議長も。

○柏木 剛委員長 ということですね。

○印部久信委員 でないと、議員がやり込められてるような、答えられんような反問されて答えっかいや。

○柏木 剛委員長 久米副委員長、どうですか。

○久米啓右副委員長　　いま、印部委員言われたように、①には書いてますように、秩序保持権、議長・委員長の判断で、その辺は精査したら反問というふうになるという前提ですから、そういう意味では、この文章、置いといてもええかなと。

○柏木　剛委員長　　置いといてもええかなと。

○久米啓右副委員長　　はい、そうです。

○柏木　剛委員長　　ほかに御意見。

○久米啓右副委員長　　委員長、議長うっかりして聞き逃したとかね、裁量権行使せんかったりとか、やっぱ議員みずからね、その質問おかしいん違いますかというふうに議長・委員長に申し出てることもできると思うんですね。その辺で、まあ、秩序保持というので。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　あくまでもよ、反問はよ、質問者が質問して答弁者がな、答弁者しか反問はできないだろう。答弁者が反問する場合によ、反問権にそぐわない場合はよ、議長・委員長がやな、よう見よってもろうて、とめてもうたらええんや。の、ほんで委員長・議長は、そんだけのことやってもらわんとよ、議員によ、恥をかかすようなよ、委員会運営、議会運営されたらかなわん。そんなものは委員長・議長は即座に更迭や。

○柏木　剛委員長　　で、だから。③は。

○印部久信委員　　③はそのままおいといてもかまへんのや。後で議運でこういう委員長はくびや。

○柏木　剛委員長　　はい、じゃ、そんな意見で。  
熊田委員。

○熊田　司委員　　僕一つ思うのは、例えば、さっき阿部さんが言われたように、反問権したときに、議員の質問者が答えないと。執行部のほうが、反問権、答えてください、こう執拗に迫ってくる。そなん答える必要はないと、というような形になったときに、要するにその委員会の執行部のほうがね、引っ張る言うのはおかしいですけど、さっきそういう議員の質を落とすとかそんな意味でなしに、きちんとこちらにも反問権があるんやから行



使してるんやと、そちらのほうでやっぱり質問者のほうもきちんと意見を述べてくださいと、答弁してくださいと、いうときがあった場合は、これはどういうふうに考えたらええんですか。委員長判断で、それはもう答弁してください、というような形になるんですか。

○柏木 剛委員長 はい、原口委員。

○原口育大委員 さっきまあ、印部さんとか言われとるように、まずフィルターにかかって、委員長なり議長がその反問として取り上げるということを通しとるわけやから、やっぱり、僕としては、議会が基本条例つくって反問権を与えましたよと、与えたもんやからカラ約束ちゅうたらおかしいけど、与えられとんのに反問してしたら答えが返ってきへんというのはやっぱり議会基本条例つくった側としては、ちょっとあれかなと思うんで、やっぱ「反問答弁しなければならない」ぐらいは入れといてええと思います。その前提としては、むちゃな質問は議長なり委員長がフィルターかかるとという前提の元ですけど。そういうふうに思います。

○柏木 剛委員長 はい、じゃこれは残すと。そもそも反問権は与えるという趣旨は、やっぱり議論を深めるということですので、やっぱり、やりとりがあるということが一つの考え方の基本にあると思いますので、もちろん、そのやりとりが必要なやりとりかどうかは、議長・委員長が判断するということですので。

○印部久信委員 それとの、熊田議員よ。この（１）の予算措置や代替案の提示を求めると、議決機関として答弁不可能な反問は認めないやさかいの。一番全協でも心配しとったの、そんならおまえその金どっから出してくんのか、とか言うことは、反問には当たらないんや。とにかく。こういう反問はできないということや。そやからな、質問しよる議員がよ、答弁に窮するような反問ちゅうのは、基本的にあり得らんとするんやけんとな。基本的に。

○柏木 剛委員長 じゃ一つの結論としては、一応この③の文言は残しておく。基本的にはその前にほうでいろいろとして、答えられないものについては議長が制止しとくということが前提としてありますから。

それで⑤については、もう「質問時間に含まない」ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 はい、阿部委員。

○阿部計一委員　　これ何や、反問に対する質問時間は、時間を含まないということは、一旦時計を切るということかな。

○柏木 剛委員長　　はい。

○阿部計一委員　　そんなんはな、時間長なる一方やからの。含むべきやと思うで。

○印部久信委員　　けどあの、委員長。これはわかるけど、何ぼ反問あんのかわからんけど、執行部から。これで反問繰り返し、これ反問というのは1回きりの反問か。答弁に対しての反問またできんの、どっち。

○柏木 剛委員長　　いやそれは1回とは規定してないですね。

○印部久信委員　　そうだ、議論を深めるための反問権やさかい。これやられた場合に、時間食われてやな、これにやられた場合、今度は質問者として困んのよ。反問は議論を深めるために何回でもわしゃ構わんと思うんけど。けんどこりゃこれを時間に含まれたら、ほかの質問に対して、次行きになくと思うのよ。議論を深めるがための反問権やさかい、これを質問時間の中に含まれたら、困る。で、ほんでま、ままやってみらんとわからんけど、こない10分も15分も一つのこと反問で、引っ張るということは恐らく、恐らくないと思うね。この間、洲本の議会の一般質問の反問権見よったんやけんどの、この反問ちゅうのは、極めて単純なの、聞き直すための反問ちゅうぐらいの程度がの、ままま、これ議会のレベルにもよるぜ。レベルにもよる、執行部と議員のレベルにもよんねけんどの。そうあとよりするような反問は洲本の議会においては見受けられなんだけんどの。まま、やってみらんとわからんで。こない長引くように思わんで、どないぞここは時間をこれにそこばっかりに費やしてないんで、でけたらほれば、1時間なら1時間の持ち時間の中に含まれられんようにしといてもろたほうが、我々はありがたいんやけんどの。

○柏木 剛委員長　　これ済みません、ちょっと事務局に確認ですけども、この質問に関する時間というのは、議長反問がありますという委員長が時計をとめると、そしてそれに対するどうぞ、というのがあって、その執行部の何が反問してくる、答える、答えて、うまいことそのまま反問権の範囲ってやつは、何とかなるって感じですね。

その辺はうまく議長がコントロールしたらいい、議長がうまくやれば。わかりました。

○事務局次長（阿閉裕美）　　反問ということで、執行部のほうから申し出があったら、

その時点で反問を認める、認めへんていうような話になってくるんで、反問っていう執行部からの声が上がったら、一旦時計はとめます。ほれで反問していただくなり、それが反問にふさわしいかどうか議長が判断して、それは反問として認められへんというんやったら、その認められない、ということを決めた時点から、また時計を動かす。

○柏木 剛委員長            そのやりとりの間も含めて。

○事務局次長（阿閉裕美）            そうそう。ほんで、反問でしてくださいっていう許可が出た場合は、反問して答弁終わって、次の質問者が、次の自分の質問に入る前に時計を動かす、っていうような形になってくると思います。

○柏木 剛委員長            とめたらどうかという話と、阿部議員はそれも含むべきだという意見が2つあるのですけどね。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員            いや、ま、それは皆、賛否両論あると思うんだけど、私は、もう普通は50分のところ、10分延ばして1時間、十分とってあるんやね。ここをまだ時間とめてね、やるいうことは、こりややっぱりこの議会の運営上もやな、そりやそんなに長引いたりもせえへんかも知らんけどやな、60分あったら、そらそんなもん、含んで、まさかそういうそれ以外のことができたらやな、それこそもう、時間の調整もやで、60分あったら大概できると思うで。でもこれも「含む・含まない」となるとるんよって、まあ、この委員会では、私はそういう意見やから、最終的にはまた全協とかそこらでもやな検討するんけ、せえへんのけ。

○柏木 剛委員長            いや、ここで決めて全協は報告だけっていう格好になると思います。

○阿部計一委員            これはもう、私なんかそういう意見ということですから。

○柏木 剛委員長            ほかに御意見は。

なければ私で決めてよろしいですか。

私の考えで行って。

○久米啓右副委員長            私も、含むという考えでずっとおります。印部委員の懸念は、悪意を持ってね、反問して、含んでるときにそれで議論含まれると今も言いながらも、それで5分、10分引き延ばされたら、本来の質問時間が減ってくるんで、反問反問で別枠と

いうふうなお考えかと思えます。それは当然そういう心配はあると思うんですけども、そこまで、これは想定なんですけども、長引くような議論といいますか、そういう反問は、ないんじゃないかなと。数分、それも60分のうち1回あるなしかな、と思うんで、そこまで私は心配しなくてもいいということで。運営上のことも阿部さん言われたんで、含まなくてもいいかなと思えます。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。「含む」のほうですね。

ほかに御意見。

はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まあどんな議論がされるか、反問がされるかというのは、全く想像がつかないんで、やっぱり今、印部さんがおっしゃるようなことが現状では、1個大きな問題としては正しい選択じゃないかと思えますね。そういうやりとりを積み重ねていってどうなのかということはあるかと思うんですけども。我々議員1回1回が勝負なんで、やっぱりそれはあくまでも、準備した質問は全部やりたいというのは思うわけですから、反問権やということで執行部の発言時間ふやされるということになると、これはやっぱり意図することが到達できないということがよくあると思えますのでね。やっぱりそれは印部さんがおっしゃることが正しいことだろうと思えます。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時25分)

○柏木 剛委員長 はい。

どうでしょう、この件は。

今の件、先、今の話、(2)①の話にしましょうか。「反問できるものは、もとの質問に対し答弁すべき者に限るものとする。」というこの文章については、多少あいまいさがあるということですが。

はい、印部委員。

○印部久信委員 平たいに考えたらの。農業振興部長と質疑しよると、反問は農業振興部長が反問すんのは、ごく自然や。これを横からよ、部長とA議員との質疑を聞きよつたらよ、おかしいと思うんで、市長が、私が反問します、ちゅうのは、これもまた。

○柏木 剛委員長 いや、それを①で書いてるという意味なんですけどね。

○印部久信委員            ということは、市長、副市長は、反問できないということだ。担当部長と質疑をする場合は、担当部長が反問できるということを書いてあんのか。そうだ。

○柏木 剛委員長            だから横っちょから市長が手を挙げるというのは、ちょっと市長が、議長反問、というのはちょっと、ということをやっとる・・・。

○印部久信委員            そやから「もとの」と書いてあるものの。「もとの質問に」と。

○柏木 剛委員長            じゃこの件はそういうことで。

○印部久信委員            我々が市長を名指して答弁を・・・。

○柏木 剛委員長            わかりました。じゃこの件につきまして、まず⑤について、委員会としての結論を出しておきたいんです、一旦は結論を出しときたいんですが。

意見が完全にわかれているようなんですけども、時間、質問時間に「含むか・含まないか」という件についてです。

はい、原口委員。

○原口育大委員            議会の運営上は「含む」ほうが確かにやりやすというふうに思います。ただ、今回基本条例ができてスタートしてやっぱり定着するまでというか、最初のうちというのは、いろんな事態も想定されるんで、当面は「含まない」というところでスタートされて、定着状況ちゅうか様子見ながら、要綱ですんで、運用基準ですんで、外してもええという話になれば、「含む」に持って行くほうがいいかなとは思うんですけど。移行というか最初の段階は、「含まない」でいったらどうかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長            はい、わかりました。

他に。

そしたらまとめてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長            じゃ、いろいろ確かに私もいろいろ迷うところなんですけども、まだ実際に運用してみないとわからん面はありますし、やりとりというのはどの程度緊張感を持ちながら質疑ができるんかちゅう、本当はそういう意味で言ったら「含む」のほうが

いいんかと思うんですけども、どういうことが想定されるかわからないんで、当面スタート時点では、「含まない」と。で、やっぱりその辺が定着してきて状況がわかってくればまたこの運用を改正して、やはり運用上、議会運営上やっぱり60分の中でおさまるほうがいいという話になってくれば、この条例を変えていくということで、当委員会としては、本日の場としては、「含まない」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長       それから③については、反問に対して、印部さん言われた、「答弁しなければならぬ。」という文言を残しておく、「答弁しなければ」ということで、「誠実に答え」とか「答えなければ」じゃなくて、「答弁しなければ」ということで、これにしておくということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長       はい、じゃ一応そういうことで、運用基準(案)を、この件についてはいきます。

次4番をお願いします。

○事務局課長(垣 光弘)       はい。

#### 4 市長等に対する資料要求

条例第9条に規定する政策等の形成過程の説明資料の提出については、次のとおりとする。

- ① 新規事業については、全ての政策等の説明資料の提出を求めるものとする。
- ② 継続事業については、議会運営委員会で提出を求める政策等を検討するものとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長       はい、この件について。第9条の件です。

はい、印部委員。

○印部久信委員       今現在よ、新規事業に対しての説明資料はよ、どないなっとるんで。ことしの4月の予算で新規事業は何だったかな。新規事業は何だったかな。何か新規事業で資料出たやつあったかいな。あれ資料出とった。はやから委員長、はやからな、この新規事業について、「全ての政策等の説明資料の提出を求めるものとする。」という

ことやけんどよ。議会がほんまに全ての資料、説明資料の提出を議会は望んどんだけ。

「提出を求めることができる。」でええの違うの。そしたら議会のほうで、取捨選択できるのよ。議会の中で、これは資料提出は求めてくれということ、議運に言うたらやな、いけるわけやな。全ての資料提出が要る、新規事業に対して要る、要らんや言うことはいかんのやけんどの。政策に対して。

○柏木 剛委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはやっぱり要ると思いますよ。それはね。継続事業はもういろいろ多岐にわたってくるだろうし、これは評価シートもあるわけで、探せば出てくるし、聞きたければ出させることはできると思うんですよね、議運で。ただ、議運で提出を求める、というふうにくくると、議運で求めないと、あとは出せないのかという話になってくるのも、ちょっとどうかかと、機動的ではないのかなというふうな気もするんだけど。新規事業は、その事業の説明の、それは当初予算が主になると思うんですけど。そこで、一定の様式は別として、政策の目的や背景やらというのはいろいろ項目あったかと思うんですけど。それはやっぱりつけとくべきじゃないかと思いますがね。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○印部久信委員 こういうまあ、新規事業についての説明資料をもらって、見る見らん議員のかってとしてよ。これしたら、全ての資料を我々全部目をとおしよれへんさかいの。なかなかいかんのやんけど、「議会として提出を求めるものとする。」という言葉よりも、「新規事業については、執行部は説明資料を提出しなければならない。」や表現は、いかんの。それはいかんのか。

○阿部計一委員 いかんと思うで。

○印部久信委員 ああそうか。やっぱこの「提出を求めるものとする。」のほうが、表現としては、ええんですか。

○柏木 剛委員長 はい、阿部委員。

○阿部計一委員 いやこの、そらいろいろ新規事業についてそういう資料がいるときはよ、議運を通じてよ、ほれで資料を求めると。ただここにこういうことを明記するということは、ちょっと今でも、何ぼ議会改革でもね、ちょっと行き過ぎじゃないかと、私はち

よっと、内政干渉に値すると思うんだが。ここまではする必要ないと思うで。そういう資料ちゅうのは、ほんでま出てくるんでよってやな、出てきたら議員が検討して、当然したらええんであってな。こういう文章は、おれ議会運営を通じてそういう議員の中で、こういうことで資料を求めんかと、で検討して執行部へもっていくというんが筋やと思いますんで。

○柏木 剛委員長           はい、印部委員。

○印部久信委員           今の現行でよ、委員会、まま我々委員会やな。委員会において、委員会の中で委員長経由で資料を提出を求めて、資料提出を拒まれた例ちゅうのはあるんけ。言われたら大概に出してくれるん違うの。必要ならば、言うたら直ちに出よんのだ。ま、ま、出よんのだ。

○柏木 剛委員長           ちよっとこの第9条というのは、政策形成過程でいろいろ7項目ほどについては求めるものとする、ということで、求めることができるというそういうことを新たな改革の一つとして入っとるかと思うんですよ。で、実際には、だから求めることができるということですから、じゃ具体的にどんなふうを求めるかっていうことになってくると、こういう一つの運用のルールかなということなんです。だから従来やってた資料要求はできるというのは当然のことなんですけどね。それとは別にやっぱり政策形成過程については、財源がどうなんだ、その背景がどうなんだということ、きちっとした格好でもらおうじゃないかというのが、この9条の精神で、新しい部分ではあると思うんですけどね。

          はい、印部委員。

○印部久信委員           これは新規事業に限定しとんのけ。新たな条例はどないなっとんの。

○柏木 剛委員長           条例は新規事業という言い方はしてないです。

○印部久信委員           条例と新規事業とちゅうのは、同一扱いでええんけ。条例についても、新事業についてということになったら、条例についても条例について新たに提出される条例の主要説明もあんでえかな。ほんだら、その都度必要なときは、条例についたっても、原案出てきた場合でも、資料説明を求める必要がある場合はよ、これ、ここの文章だったら、全ての事業、条例も含んだ場合、全ての政策の資料の提出を求めるものとするになっどっけどよ。



○事務局次長（阿閉裕美） 元の基本条例の9条をちょっと読みます。

9条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（これを以下「政策等という」と一くくりにします。）について、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする、ということで、7項目明らかにするよう求めています。ですから市長が提案する計画、政策、施策、事業等についての新規事業であれば、説明資料の提出を求めるというふうな、運用基準になってるかと思いますが。そうですね、ここへそう書いたほうがわかりやすいと思います。ですので、ま、ここでも全ての政策等ということで書いてるんですけども、条例のほうは説明ありますけど、この運用基準に説明ないので、その部分を条例のような書き方に直すというような形です。

○印部久信委員 そんでええと思うけどの。

○柏木 剛委員長 ここは、だから運用のルールを一つできるだけこの委員会で決めとこうかちゅうことではあるんですよ。だから求める。

○阿部計一委員 議会の改革をしとんのやからな、執行部に踏み込んだようなことできへん。その辺、何でもかんでもしよったら越権行為や。

○柏木 剛委員長 はい。ということですけども、ま、これは求めようじゃないかというのがこの議会改革基本条例の精神ではあるんですよ。その辺どうでしょうか。

はい、原口委員。

○原口育大委員 新規事業については当然、資料というか根拠とかいうか、そういうものはあってできてきよるのは間違いないもので、その説明資料として、何か様式は要と思うんですけど、それに沿ったものを求めるということでいいと思います。ただ、これは求めるものちゅう議会側の話なんで、それに答えて出てくるかどうかというのは、ちょっと消極的なあれですけど、もしかしたら出てこんこともあるなということは想像されるのかなと思いつつ、でも議会としては求めると、いう姿勢でええん違うかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○印部久信委員 いや、このよ、議会が資料提出を求めるものとするというのは、我々はよ、議案に対しては、議案説明上程するときには、必ず議案説明あるわな。で、議案書

の中には、議案に対する説明ちゅうのは当然出とるわな。議案が出てくる場合にはよ、全ての議案提出理由説明しよるでえか、執行部は。それについて議案について、条例とか、新規事業については、ある程度の説明ちゅうのは出てきよるんや。ほな、我々はそれ以上の詳細な資料提出を全て求めるということか。

○柏木 剛委員長            そういうことです、はい。だからここには、条例にある7項目ほどについて・・・。

○阿部計一委員            ほら、越権行為や。そこは議会は権限ないちゅうのや。今までもなんじゃ問題ないねんやから、出てきても委員会で否決したり、修正でもあったんじゃから、出てきたもんによ、そら議員がそれぞれ議論を交わして、結論出すねんやからな。そりゃもう越権行為や。

○柏木 剛委員長            はい、印部委員。

○印部久信委員            ま、私の意見を言わしてもらおうとよ。執行部が議案提案してくる。所管に付託する。で所管が質疑する。その質疑において、なおかつ不十分な場合は、委員会において詳細な説明資料の提出を求めたらいいん違うんけ、今までのように。それを、所管において、質疑においてもっと詳細な資料説明を出せということ省いて、前段階において委員会の所管における資料説明を全てのものに出せということやろ、これは。

○柏木 剛委員長            はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員            その出てきた資料読み解いたり消化したり、全部できるかということになると、それぞれ内容によってもかなり難しいもんもあるかもわからないんですけども、この審議の入り口として、この9条で言うているような何は、入り口においとくということは大それないかと。それを通じてさらに深めるものが出てくる。またそれを深めて行かざるを得ないということに気づくというのか、ま、調べる中で、それもわかってる部分もあると思いますので、この9条の趣旨を生かして、これは入り口においておくというのが大事じゃないかなと思います。

○柏木 剛委員長            はい。

いかがでしょうか、もうかなり9条そのものについての基本的なところにちょっと触れかけるといふ部分もあるんですけども。

はい、阿部委員

○阿部計一委員 さっき次長が朗読されたことでよ、私は十分やと思うで。そやから、これ以上のことをね、ここで踏み込んでやんのやったら、これ私はこんなの賛同絶対できへんし、これは、ここで決められるもんちゃうで、これは。内政干渉の意味がかなり入ってるで。そんな議員は、えらいもんちゃうで、ここまで。書いとることに対してよ。もうちょっと、よう検討せなんたら。

○柏木 剛委員長 ということは、・・・。

○阿部計一委員 議員というのは、出てきた議案に対してイエスかノーかやな、審議してやったらええやないか。そうだ。そやから今次長が朗読されたことはやな、十分やな意味が入ったんや。今までも何の問題ないんやんか。ほなら、改革やいいよって何でも変わらないかんやということはやな、これはいかなもんかと思うわ。

○柏木 剛委員長 はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ここで求める内容は、阿部さんが心配しとるその内政干渉に至るまでのものではない、そこまでは求めないもんだと思います。施策等についてのその水準をもちろん高めていただかなあかんということですので、これまでの予算説明資料をひもとして、質疑あるいは委員会で議論していくというのは今までやってきて、それで十分審議もできてるんですけども、説明でもありますように、市民生活に大きく影響与えるような政策等も出てくるわけですから、その辺、僕ら政策のやっぱ議論を我々としてもする資料としての、イメージとしてはどういうものをイメージしとるかと言うと、評価シートみたいな、本当にこれにここまで至った施策決定した過程を我々は知りたいと、いうことで、それが本当に必要なものかどうかというのは、その要求した資料でわかると思うんですよね。そこは、内政干渉には至らんような要求あるいは資料の提出を求めればいかなと思います。

○柏木 剛委員長 はい。  
はい、阿部委員。

○阿部計一委員 これはな、執行部から出てくるもんはもちろん執行部が出したことはないけどよ、これやっぱりそういう十分部長なり市長なりの幹部連中が検討した政策をよ、議論したやつを出してきよんのよ。ほやって、これを我々は審議しよんのよ。ほれを細かくわたって、さっき次長が言うたような形でするんであれば、これは今までどおりであ

ってやな、十分意味がの、それを改革やよって言うて、この今、これ何か命令調にやな、こういうことをやること自体がやで、わしはいかがなもんかなと思うねん。そこまでする必要あるけ。何で十分審議してやな、委員会で賛成多数で可決されたもんが、本会議で否決されたこともあんでか。ほうやって、それをやな、そんなん一々資料の提供をやな、きめ細かくこんなことをやな、書く必要はないと。

○柏木 剛委員長           はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長       その、元は執行部と議会との議論を深めて、より審議をしたいというのが目的です。それで、これまでの資料で十分かって言うと、そらそれで十分と言う議員もおれば、もっとその背景も知りたいとかね、これまでどこが悪かったんというようなこと。例えば部内あるいは市長のヒアリング等で検討議論したことをね。恐らくその評価シート等に記載されてると思うんですね。そういうことまでは、今までは見えませんわね。それは、それを見るということは内政干渉にまでつながらないと思うし、執行部が努力した結果が見えるだけで、その評価は我々はこの議案に対しては執行部はよく検討されてるなというようなことを見る資料にはなるんじゃないですか。

○柏木 剛委員長           はい、阿部委員。

○阿部計一委員           いや、そやかて久米副委員長言いよることもようわかんねん。わかねけども、結局よ、そういう政策ちゅうのは、ま例えば所管の委員会に出てくんのやんか。その中でよ、はな細部にわたって資料が不足であればよ、そら委員長なり議運なりに頼んで、また出してくれというような、そういう形が自然であつてよ、この文章であればよ、ほらやっぱり、私はちょっとそういう執行権に及ぶような文章になつとると。  
ま、これは私の意見です。

○印部久信委員           阿部委員言われよる意見、ほんでいいん違うんけ。

○柏木 剛委員長           ちょっと。じゃ、ということは、もう9条をどう考えます。

○印部久信委員           議会からの要請に応じて説明資料の提出を求めて出してもろたら、ほんで、それそういう文言でいいん違うん。委員会で質疑して、質疑しよる過程において、もっと資料を、こういうことになってきた経緯を知りたい。このための資料提出を求める言うたら、そんでええと思うけんどな。

○柏木 剛委員長        ちょっといいですか。それは実態的にはそれで追いつくんかもしれないですけどもね。ある程度、その重要議案、市民の関心の高いものについては、事前にそういうものを、回しておこうということですから。

○印部久信委員        委員長、ほない言いよったら、今の発言はちょっとややこしいねん。住民が必要とかそんなことを今言うただ。ここの文章は、「新規事業について全て」ということでわしは議論しよんのに、市民の関心の高い住民どうこう言いだしたら、また物事はややこしなるねん。

○柏木 剛委員長        いやいや、そもそも論ですけどね。

○印部久信委員        な。「新規事業については、全ての政策等の説明資料の提出を求めるもの」としてあるということについて、意見言いよるさかいな。市民が関心高い薄いやいうこと。ここに書いてるような、そんなこと言ったらまた。

○柏木 剛委員長        ああ、わかりました。これはルール側のほうを今おっしゃってるんですね。私はちょっと9条側のそもそもの精神的な話を。この「求めるものとする」っていうことについてっての話をしたんですけど。  
      ルールはルールで、きょう初めてですから。  
      局長、何か御意見。

○事務局長（高川欣士）        作業的なものも含めてですね、全てっていう網をかけると、極端な話したら、例えば、事業費が3万円とか5万円とかいうのでも、新規の事業はあるわけですね。そうなると、執行部は「全て」って書いてしまうと、我々が議会の、例えば予算のときにですね、相当量出てくる可能性はあるんで、それはある意味で言えば、ちょっとフィルターをかける意味では、「特に重要な」とか何か、ちょっと向こうにも裁量権で、執行部側にも「全て」と言いますと、もう莫大になる可能性もあるんで、その辺のところちょっと仕分けができるように向こうで判断しないと、ひょっとしたら「全て」というと、何百件、極端な話ですね、出てくる可能性があるんじゃないかなという危惧があります。

○柏木 剛委員長        はい、印部委員。

○印部久信委員        局長はまあ、こういうアドバイスしてくれたんやけんよ。新規事業についてはよ。議運等で協議してよ、ままだ文章はそんなことなしに、「議運等で協議して

必要なものについては説明資料の提出を求めることができる。」とかよ、何かもうちょっとこう文言変えらんとやな、「全て提出を求めるものとする。」となったらの、ここはまあ、議運とか委員会だよ、検討してもろて提出を求めたらええん違うの。必要ならば。ほんで、今現在でもよ。委員会においてよ。資料の提出を求めます、ということは、結構ひんぱんに行われよっと思うやけんどの。

○柏木 剛委員長           はい、熊田委員。

○熊田 司委員           ちょっとまあ、内容に踏み込んでしまうかもわかりませんが、要するに説明資料っていうのを、ここに第9条に書いてある、7つの項目の一覧表にしてもらて、出してもらったらええわけじゃ、そうですね。そうしたら、何で踏み込むということでもなくなると思うし、それで皆さん納得いけるんじゃないかなと思いますんで、要するにさっき言うた、重要事項については、この9条の1から7の項目を書いた表を提出してもらおうと。ほんで後、もっと踏み込みたかったら、その人なりに調べて、委員会なり、又は本会議等の質疑等で使うということで、その説明資料がどんな資料かいうものも、漠然としたもので話をしてても、あれなんで、だからこういうふうな7つの項目を書いたやつを出してくれと、いうな形で言うたらどうなんですか。

○柏木 剛委員長           もう一つは、じゃどこまでの範囲でね、もう一つは。ここで1番、2番というのはきょう初めて見ていただくような項目なんですよ。だからここは9条では、議会としては重要な政策についてはその資料を求めようという話なんですけどね。じゃ具体的に運用の部分として、どんなやり方で求めようかと、いうな話をこの1番、2番で表現しとるんです。だから新規事業については今局長言われたように、ちょっとこの表現は無理があるかなという部分もあるんで、ひとつ印部議員が言われたのは、議運で協議して、重要な施策については、一つのフィルターかけるというのが一つの考え方だと思うんですね。

          はい、どうぞ。

○事務局次長（阿閉裕美）       今の話なんですけども、2番の継続事業については議運で検討するということになってますので、それであれば、新しい事業についても提出を求めるものを議運で検討するというふうな文言を、継続と新規事業と一本でまとめたらいんではないかと。

○柏木 剛委員長           はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員　それはもう議運でやていうて言葉を入れるとね、そんな議案配られたときにほんな必ず議運を開いて、これはもらう、これはもらえへんというふうにやるんですか。ほんなことするもんでないと思うんやけどな。ほんなことは実質的に、ほんなことするもんじゃないと思うよ。と思いますが。

○柏木　剛委員長　はい、印部委員。

○印部久信委員　今蛭子委員言われたというのは、ちょっと違うと思うんよ。ちょっとな。あの、議案上程はよ、議案上程する場合はよ、議長の許可ちゅうたらええの、議長に許可がたって上程できるのかいな。議案は。

○事務局次長（阿閉裕美）　提出されたら、執行部から議案が提出されますね、議長に。提出されたら議長は、上程をすと。議会に上程をするという形になってますね。

○印部久信委員　ちょっと待って。このときによ、このときに、議長はよ、議運でよ、議案上程について審査しよんのや。議運は議長の諮問機関であって、執行部からの議案上程に対して、議運は議長の要請によって一応審査しよんのや。上程できる議案か議案でないかということ。そう。議運は上程を拒否することもできるんだあな。議案要件が兼ね備えてなかったら。

○事務局次長（阿閉裕美）　でも、まあ上程されるもんは執行部からは全部要件が兼ね備えた分であって、提出されてます。

○印部久信委員　ただしこれをチェックしよんやん議運は。

○事務局次長（阿閉裕美）　そうです。それで議運としては、いつ上程するかというようなことを、議長の諮問を受けて、その言われるようなことも含めて、検討してます。

○印部久信委員　そうや。ここで一応議運はチェックしよんねん、ま一応。そのときにやな、この条例のよ、重要性を議運が判断してよ、このときに執行部に対して資料説明を議運が判断したらええん違うんか。議運ちゅうのはあくまでも今言うたように、要件は兼ね備えとるといへども、議長は議運でチェックしよるはずなんや、上程に対して。そういうことやねん。出て行ったものは全部上程せんなんことはないんや。要件が兼ね備えてないと判断したら、上程さす必要ないんや。このときに議運は、条例を見よつたらやな、この条例に対しては、詳細な資料を求めるとかいう判断したらええん違う。

○柏木 剛委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新規事業というのは大体もう当初予算とか、予算を伴うものがもう大半だと思うので、予算書の中に盛り込まれてると。一つ一つの予算書の項目を拾い上げて、これはどうだということを見ていかないとわからない話になると思うんですね。それをほなら事前審査的に議運で一つ一つの事業項目を拾い上げてどうだということ、その吟味するということは到底今の議会のやり方にはなじまんもんやというふうに僕は思うんですけども。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

だから提出を求める政策等をどう決めて、どこでどう決めるかちゅうことが一番の運用上のポイントですね、この場合。

はい、印部委員。

○印部久信委員 まあまあ今言うたように、新規事業は年度当初の予算案に出てくることが圧倒的に多いんですけどよ。その新規事業については、今までの場合は、新規事業についての多少なりとも付随資料で説明で出てないか。

○柏木 剛委員長 こういう7項目という格好では出てるかなあ。

○印部久信委員 いやこの全てを網羅してないけどやな。それに近いように新規事業についての、あれが出ると思うたけどな。

○柏木 剛委員長 はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう説明資料はついてると思うですよ。だから、これも繰り返す言うんやけれども、今回こういう形で、項目数も列挙して、で後は出してくる様式の問題だということはずっと言うてると思うんですね。この議会改革委員会の中でも、どんな様式で出してもらおうかということが、まあそこがポイントになると、いう議論してきたと思うんですよ。でそれを、その9条の中にまとめて、内容的には執行部のやりやすいような形でやってもらったらどうかということまで議論は到達したと私は思ってるんですけども。だから当然、今までやってきたことの延長上にあるということで、理解をしておりますので、特段新しいというものでは、まるでゼロからというものではなくて、これまでの到達の上に立って、もう少し形を整えたり、深めたり、整理をしたりということであ



るんだろうなど、こういう理解できましたんでね、まあ印部さんおっしゃったみたいにやってきたやないかということは、当然そうやと思うんです。やってきとることなんだと思うんです。それをもう一步深めていると、整理をしていると、いう理解ではいけないんでしょうか。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。できるだけ、じゃ、一つの議会としてこの7項目、そういうような様式を提示して、後は協議するすり合わせする格好で今までもう既につくられた部分もあるんで、それとのすり合わせをしたらどうかという御意見、それでいいんじゃないかと。それで、じゃどの政策についてどの資料を求めるかについては、もう議会がなかなか決めにくいんで、執行部に決めてもらいたいんじゃないかという御意見かと。

はい、原口委員。

○原口育大委員 今回、運用基準をつくらうとしてるのは、基本条例の運用についての解釈とかをある程度、わかりやすくしとこうかなということやってると思うんです。で、9条を改めて読むと、9条の趣旨を理解してもらえるようにこっちが求めると、いうことで、それ以上のせっかくここにこうやって①、②つくったんですけど、ここはなくても、議会として市長に対して次に掲げる事項についてだけは、明らかにするよう求めるものとするとして、7項目上げてますんで、これに沿った様式については、執行部とちょっと話し合いをさせていただいて、できるだけこういうものが明らかになるものにしてほしいという申し入れはするとして、特に新規事業じゃ継続事業じゃ等の①、②については、今思うとですね、なかってもええかなと。だから第9条についてはもう条文のとおり解釈してもらって、この事項を明らかにして、資料を出してくださいよと、いうことを確認する程度でいいのかなというふうに今思います。

○柏木 剛委員長 で、そういう資料的なもの、様式とか含めてある程度執行部との形が整った段階で運用基準として載せていくと。今の段階では運用基準に載せる内容じゃないと。

○原口育大委員 多分期待するだけのものは、今までもかなり出とるし、これを書くことによって、より、この7項目に配慮した資料に変えてくれるやろうという期待をもって臨めばいいのかなと。

○柏木 剛委員長 はい、阿部委員。

○阿部計一委員 今、議運の委員長は執行部に相談して、そんなん。言いへんのだ。

○原口育大委員 相談というよりは、その7項目を上げてますので、この7項目を提案して、それに近いものというか、それに答えるものを出してほしいという要望するということか。

○柏木 剛委員長 はい、阿部委員。

○阿部計一委員 その議会改革を特別委員会しとんのやな。それなら、それは9条で今までどうであつたことをやるんでよ、別に執行部にね、そんなことを声かけてやな、すべきものでないねえか。こんなん何ら今書いてある文章については、上手によ言わんけども表現もきついしやね、何か穏やかでないということであしは言いよつたんでやな、これを言いよんのにやな、執行部とやな何か別にそんな話はする必要ないん違うけ。

○原口育大委員 だから今言わしてもろたんは、本文だけ残して、この運用のほうは、まあなくてもええん違うかなと。

○柏木 剛委員長 そういことですね。

○原口育大委員 はい。

○阿部計一委員 執行部に相談せずにやね、これはさっき次長が言いよつたような条文というのと違うんけ。それで何ら問題ないねんやから、・・・。

○柏木 剛委員長 副委員長、どうですか。

○久米啓右副委員長 9条も見直してみると、執行部に求めるということなんですけども、ここはもう、原口議員が言われたようにしたいんですが、9条の1から7項目の内容を含む様式というね、で提出を求めると。これはもう書かんでもええと思うんですけども、あえて書くとすれば、その様式を必ず7項目含んでくださいと、いうことで要求すると。

○柏木 剛委員長 ただそれはもう運用基準とは違うね。

○久米啓右副委員長 よくよく読んでみますと、もう条文のとおりでええかもと思うんです。ただ、執行部側が何で提出したらええんですかね、とか言うて、逆に質問してくる

かもわからんですね。評価シートをちょっとアレンジして、7項目はちゃんと含んどいてくださいよと、というような話ぐらひはせなあかんかなと思いますけども。あえてその7項目の内容を含む様式でと、なことを、書くとすればね。ですから、①、②はそこまですばらなくても。

○柏木 剛委員長 だからもう9条に関する運用はちょっと今の段階では、何も運用ルールはないと、まだ決まってないという感じで、そうしかちょっと無理かも知らんね。どうぞ事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 9条の文言ですけども、執行部に対して「求めるものとする。」「明らかにするように求めるものとする。」という文言になってますので、一応ここに書いてあるだけやったら、正式に求めはしてない条文化してるだけなんで、やっぱり議会として、議長なりが、第9条に沿って、説明の資料の提出を求めますという申し入れは、1回はしておくべきかなと思います。

○柏木 剛委員長 だから9条の運用ルールとして9条が必要かどうかということについては、どう思いますか。今の時点で。なくてもいいんじゃないかと。まだまだ明確でないし、ルールができてない段階なんで。

じゃそんなふうな結論づけてよろしいですか。

蛭子委員どうですか。

ちょっとまあ今議運だとどうやという話も、新規事業だという話もいずれにしてもまだちょっとそこまで議論できない話、段階ですし。ただ精神だけはこの9条に書いてあるんで、まその点は申し入れしとくと。

はい、じゃそんなことで、この9条に関する運用指導等に対する資料要求は、もう全文カットします。運用ルールから。

はい、ありがとうございました。

一応そんなところで、何か他にこの運用ルールについて、これはまだ運用ルール化しとく必要があるというようなことがもしありましたら。

はい、原口委員。

○原口育大委員 ちょっと戻るんですけど、自由討議の①を削除したわけですけども、これは「本会議における議員間討議は、実施について引き続き検討する。」というのを消したと。まそれはそれでいいんですけど、これ消したことによって、これは要するに本会議ではちょっとしばらく実施を見合わせましょうみたいなことを書いてあったわけで、これが消えるということは、本会議においても、基本条例が通れば、議員間討議は即実施する

という認識になると思うんですけども。だからね、議員間討議は、本会議においても委員会においてもすると、というのが基本条例だと思うんですよ。3条1項か。「議員は議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。」と。これについて、その場所というのは本会議も委員会も含んでおられると思うんですよ。ただちょっと今、いきなり実施するのに本会議における議員間討議は、ちょっと後回しというか、引き続き検討してからにしようかということで入れとったんですけど、これをとっぱらうということは、本会議での議員間討議ちゅうのも、基本条例が成立して施行されたら、即実施するということになると思うんですけども、そこをちょっと確認しときたい。

○柏木 剛委員長 さっき印部さんが決まったことをちょっと言われた。その辺の解釈だと思うんですけど。

○印部久信委員 いやいや、検討するやいうことをの、条例において書くべきではないわけで、条例はこうですよ、ということを書き加えるのが運用基準よの。ほれで検討するということは、おかしい、条例を補完するためのことよ。それで、この検討するということを消すんならば、この根本的にな、基本条例のよ、2つの委員会、本会議というのを、うち、議員間討議は委員会だけであって、本会議を削除するのかな、どっちかせんと合うてけえへんわけや。

○原口育大委員 ぼくの解釈では両方入っとるもんやから、その制限を消したらね、即本会議にも。

○印部久信委員 いや、そら違う。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはオートマチックなもんじゃなくて、申し合わせ的なことで、幾らでも解釈なり、運用的に進めることはできるんじゃないかなという考え方にたちます。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○印部久信委員 ほやから、条例はそうであっても、全協との説明においてはよ、この文言を口頭でよ、口頭で委員長がよ、全協において報告をするがいいん違うけ。

- 柏木 剛委員長            ことも最初言われましたね。
- 印部久信委員            そうのことよ。な、条例はこうやけれども、運用においてはこうですよ、ということ。そういうことよ、な。
- 原口育大委員            運用において本会議ではどういうふうに。
- 印部久信委員            いやいや、検討すっから条例では委員会・本会議における議員間討議はうとであるけれども、実際の運用はよ、運用は、こんな文章に書けれへんや。けど、委員会においては本会議における議員間討議は、今後しばらく検討。そうそうそう、そういうことや。ほれが運用であってやな、こんな。
- 原口育大委員            消すんじゃなしに、運営基準の中に、本会議における議員間討議の・・・議員討議は当面実施しないと、そんなこと・・・
- 印部久信委員            いや、条例は、そのままでいいん違うんか。
- 原口育大委員            運用基準で、検討するというのはちょっと。
- 印部久信委員            うん、おかしい。それ当面やな。
- 原口育大委員            当面実施しないことを確認する。
- 印部久信委員            そうそうそう。そないしといたらええねん。ほれを説明したらええでないか、全協で。
- 原口育大委員            だからそれでよければ・・・思うんで。
- 印部久信委員            うん、ほやから、これは文章に書かんと、全協で説明すべきやの。
- 原口育大委員            運用基準には示さなあかんと思うんで、そのときにこの①については、今言うたように、実施については当面実施しないとかに変えて出さないと。
- 印部久信委員            あああ、ほんでも構わんわの。当面実施しないでも構わんわの、これは。それかもう、本条例の本会議を削っとくかやけんどの。

○久米啓右副委員長 当面実施しないと書いていて。条例は制定されても運用基準で。

○印部久信委員 そうそうそうそう、運用基準で行けさかいの。

○柏木 剛委員長 変えていきゃええやの。

○印部久信委員 運用基準というのは補完やさかいの。これ、ほんで行けんの違うか。

○柏木 剛委員長 じゃそうしましょうか。はい、わかりました。

他に何か、他の条例に関係して運用に。

じゃ一旦これで、この次第1番を終わりたいと思いますので、ここで休憩します。

25分まで休憩。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時25分)

○柏木 剛委員長 議事進行します。

2つ目のところ、この基本条例の施行期日ということが一つ必要なんですけども、これ  
どうでしょうか。今の予定では9月26日発委という考えでおります。そすと、10月1  
日施行期日ということでどうかと思うんですがどうでしょうか。10月1日。

○印部久信委員 今どこ行きよんの。

○柏木 剛委員長 2番です。レジユメの2番です。次第の2番です。

10月1日でどうでしょうか。

○印部久信委員 10月1日。こんなん条例ちゅうのは、皆何月何日以降って、皆書い  
てあつけ。条例ちゅうのは2通りとれるんだ。何月何日から施行するいうのとよ、採決さ  
れた日から施行すると、2通りあるんと違うの。

○事務局長（高川欣士） 通常は、何月何日からというのと、公布の日から施行する、  
というのですね。ですから、告示行為がいりますんで、公布をするということをおね、そう  
いう事務作業がありますんで、ですから、期日を指定するのと、通常で言うと、例えば年

度で4月1日とかいう場合が多いですけども、それと即公布する場合は、公布というか施行する場合は、公布の日から施行するという表現になります。

○印部久信委員           公布というのは、基準は。公布の基準ちゅうのは、採決あった日を公布の基準にすんのか。

○事務局長（高川欣士）           通常、執行部側から出る分については、議決があつて、議決したということで、向こうへ送りますよね。送って、公布してよろしいですかという決済をとって、多分3日以内やったと思うんですけど、3日以内ぐらいに公布をしますんで、市長のサインを書いて、あすこに公布する、公布の日が例えば、議決から2日後とか、3日後とか。でその日から、公布の日から施行するというのであれば、公布の日がその時点で決まりますので、そっから施行するという事なんで、この例えば条例の場合については、その公布の日って早急に決められないいけないというものでなければ、先ほど委員長が言われたように、きりのいい、例えば10月1日というふうにするのが、自然なのかなというふうに思います。

○印部久信委員           ということは、公布、議決されるわな。議決されて市長に送って、決済。3日以内に公布しなければならない。公布した後はよ、いつから施行するという制約はないわけ。公布日をもって施行するか、3日後だろうが10日後だろうが構わんの。

○事務局長（高川欣士）           当然その指定をすればですね、例えば1カ月後の施行でも特に問題は、そのさかのぼってはできないですけども。

○印部久信委員           じゃ日の期日をうたん場合は、公布後自然的に施行されるのは何日よ。

○事務局長（高川欣士）           それはないですね。ちゃんと、附則で必ず施行日を決めておかないといけないんで、附則で何月何日から施行するとするか、もしくは公布の日から施行するというふうに、施行日を明記しとかないといけないということになります。

○柏木 剛委員長           そしたら10月1日ということが妥当かなという感じがするんですけど、いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長           そしたら次の議事次第にいきます。

南あわじ市議会基本条例上程にかかる提出の理由（案）について   ということで、私のほうで中心につくりました。いろいろ問題があるかと思うんですけど、朗読しますので御意見いただきたいと思います。

提出の理由（案）

南あわじ市議会は、平成20年11月に「議会改革特別委員会」を設置し、以来、議会機能の充実強化や活性化、市民に開かれた議会を目指し鋭意検討を進めてきました。

この間、議長交際費並びに政務調査費の公開、議会報告会の開催、議案に対する議員間の討議及び賛否の公表、一般質問のインターネットによる録画配信などの試行実施にも取り組んできたところでです。

この度、これまで積み重ねてきた改革への取り組みを確かなものとするため、議会及び議員の役割、行動指針等を明確にするとともに、議会運営に関する基本事項を定め実践するため「南あわじ市議会基本条例」を策定しました。

この条例は、議会が市民の代表としての責任を自覚し、その負託に応えることにより、市民の福祉向上に寄与していく決意を明らかにしたものです。

南あわじ市議会は、この条例の理念に基づき、議員一人一人が市民代表としての責務を果たすとともに、市民を代表する機関として積極的な情報公開と説明責任を果たしていくと同時に、この条例制定を機に地方自治の基本である、ともに選挙で選ばれた市長と議会による二元代表制の下で、その機能を最大限発揮することにより、市民に信頼され存在感ある議会を目指すため、この条例を提出するものです。

なお、この条例の制定を議会改革の終着点とすることなく、条例を一つ一つ着実に実践するとともに、変革する社会経済情勢に的確に対応するための議会のあり方や、さらなる議会の活性化について継続的に取り組むものとします。

この条例の施行期日は、平成24年    月    日とします。

と、こんな文章をつくりました。

ぜひ御意見いただきながら、立派な文章に仕上げたいと思います。

御意見。

はい、印部委員。

○印部久信委員           あの文章はそんでええと思うんやけどな、この最後の「なお」よ、「なお」で書いてあんだ。これがな、果たしているんかどうがちゅうのが思うねんよ。

これ読みよったら、「継続的に取り組むものとします。」と書いてあるんやな、「さらなる議会の活性化について継続的に取り組むものとします。」ということになってたらな、議会改革委員会ちゅうのは、継続して残すの。



○柏木 剛委員長 いや、基本的には残らないですけど。

○印部久信委員 残せへんだ。

ほれとよ、条例はよ、全ての条例において、発議によって何ぼでも改正でけんのよの。そやから、「なお、この条例の制定を議会改革の終着点とすることなく・・・」とかいう後の文言ちゅうのは、極めて不必要でな、もう「この条例を提出するものです。」でええん違うの。と思われ。これ読んでみてよ、何かこう附則的なことを書いてあるように思うんよの。提出の理由は、「この条例を提出するものです。」でええん違うの。と思うねん。

○柏木 剛委員長 わかりました。

御意見ございますか。

よろしかったら、その文章を、今の御意見採用します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 はい。

他に何か。

一つだけ私は実は先ほど森上委員さんが昼一番で、こんなふうにしたらどうかというのが一つありまして、後半の今の3行を消した後の上のほうで、「この条例制定を機に地方自治の基本である、ともに選挙で選ばれた市長と議会による・・・」と、この言葉はなしでもいいん違うかちゅう話がありましたが、そこはどうでしょうか。

はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 「地方自治の基本である二元代表制の下で」という簡略化という。

○柏木 剛委員長 うん、いうこと。簡略化の意味で言われてました。

○久米啓右副委員長 で、まあ、読めば「基本である、ともに選挙で選ばれた」首長、こっちは首長やったけど、こっちは市長になってる。

○柏木 剛委員長 市長か。

○久米啓右副委員長 本市は、市やからな。

○柏木 剛委員長 ああ、済みません、市長やな。

○久米啓右副委員長　　読んでみれば、意味は通じるから。

○柏木　剛委員長　　はい、わかりました。じゃちょっと。

まあこんなところで、いろいろ頭ひねってひねってやっても、あんまりかわりばえしないんで。

「なお」からは蛇足ですね。

はい、ありがとうございます。じゃこれで提出理由とします。

じゃその他4番に入ります。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員　　えらいまあ言いにくいこと言うんですけども、この前も大体一般社会生活の中でも、大体仕事が朝から始まるというのが基本なんやけど、ほんでわしも長いこと議員やってますけども、委員会・本会議にしても午前10時開会というのが、まあ基本的な方針やと私は思います。この前も3回、委員会、日にあって、これは私も随分言うことは言うたんですけども、今回も昼からこういうことで、これは気悪されたらよわんのやけども、我々側としたら、午前中に議運があるからね、そんでもうついでによ、ほな昼からせんかと、そんな気持ちではやってないと思うんですけども、やっぱそんなふうにとるなにもあるんでね、やっぱり一つのこの委員会ちゅうのはやっぱり午前10時、これは案ですよ、案で一つのやっぱり何かもう昼までで一つの委員会終わるよって、昼からせんかとか、これはまさに、こう議会改革を逆行しよることやと思うしね、やっぱ、よっぽどのことがない限り、やっぱり基本的に委員会ちゅうのは、日に1委員会ちゅうか、午前10時に始めると。ほんでまあ議運は議運としてね、それは午前中にやっても、ここままでかかるときもあるだろうし、わしゃやっぱり議会改革特別委員会としてやっぱりそういうこともやっぱり議員みずから一つの方向をね、方向性を示して行くべきでないかなと、もういつでもええわと。もしそういうことを、いつでもええや、ということになるんやったら、やったらええ。議員一人一人に出席しとらんもんに連絡してやな、実は、午後1時半からになったとかね、やっぱりきちっとしたことをすべきであって、事務局から通知がきてやね、これはやっぱりわしらも後期高齢者になってくともう記憶力がやな、もう薄くなってしもて、ほんまにこう忘れてりする。この間も議員研修も全く飛んでしもとって、もう欠席してしもたんやけども、やっぱりこう帳面に書きよつてもね、やっぱりこう忘れることがあるんよな。そういう研修やいうのはこりゃまな、講師の先生方の都合もあるよって、時間はよ。これはしゃないとしても、やっぱり委員会、本会議というのはもう10時って決まってますわね。やっぱり委員会もそういう時間的なこともきっちりやってほしいなど。これはやっぱりこれも議会改革の一環としてね、1回検討してほしいなど、すぐ

にそういうことを結論が出る問題でもないと思うけども、これ一つ要望でね、お願いしたいなと思います。

(「大賛成」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 よくわかりました。

これはどんなふうに働き・・・。

はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もう私も、日がないようなことでこないなっただけですけど、確かに委員会が、10時に始まって午前中に終わるという保証がないんですよ。4時、5時までかかって、夜中までやっても、ほらもうええと思う。ただ、その後に予定を入れるということがどうかなという阿部委員の意見やと思うんでね。この辺も、我々も注意して、よっぽど窮したときはやっぱり各委員に相談して、というようなこともせなあかんと思うんで、そういうことです。

○柏木 剛委員長 わかりました。

事務局、何か会議、どっかに何かそういうことは書く領域というか、何かそんな部分であるんですか。原則何時にする、とかいうような。委員会条例か、何条例か、会議条例かわかりませんが。そういうもんでもないのかな。そういうもんでもないんですか。

○事務局次長（阿閉裕美） 条例にはちょっとそういう・・・。

○柏木 剛委員長 条例ではないんですけど。申し合わせでも。

○事務局次長（阿閉裕美） 運営基準なんかには書いておくことはできるのかなとは思いますが、そこまできちんとしとかんなんのかなというのがあります。

○柏木 剛委員長 原則ですけどね。何かで今の御意見を尊重しようとする、何かの格好で、形にしようとする、そんな話かなという感じがするんですけどね。

申し合わせ的な話。

○印部久信委員 都度都度ほういうことを確認していったらええやないか。

○柏木 剛委員長 それでいいですか。

そういうことで。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員　　本会議はよ、まこれはもう、これはきっちり10時と決まってないけどよ、まそういう決まりみたいなもんなんやからな。ほやから、今まででも、こりゃ昔の話したらいかんけども、やっぱり大体委員会も10時と、よっぽどのことない限りもう午後からとか、昼まで終わるよって、昼からまた所管やらんかとか、これはこんなことが外部に聞こえたらよ、おまはん等、議会改革や言うたってな、やりよることは何しよんのや、というのははっきり言うてそうでしょう。そやからやっぱりこれは全協でも1回ね、この議会改革特別委員会やよって、そういうことをね、そら皆どない思っとるか知らんけど、当然委員会もよ、午前10時がよ、基本的には10時やいうことぐらひはな、私はやっぱり決めてほしいなと思います。そしたら、それなりに皆段取りもあるしね、そんないつやるやわからへんようなことやられたらね、そらやっぱりちよっところね。いかなもんかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長　　事務局何か。

○事務局次長（阿閉裕美）　　会議規則には、本会議の会議時間が、午前10時から午後5時までとするというふうな規定はされております。で、委員会のほうにはそういう規定はないんですけども、大体本会議の規定を準用するというような形をとっておりますので、今までも、委員会は10時から始めてというような形にしています。でも、本会議ほど、ま本会議だったら5時回ったら、時間延長のあれをしとかなないと、5時以降はできないというのがあるんですけど、委員会はそこまでしびりがきつくないので、そういうことはないんですけども、会議規則、本会議の規則を準用というような、基本的には形になると思います。

○柏木 剛委員長　　はい、わかりました。

一応じゃそれに準用しながらということで、会議規則の中にも、10時からということはあると。ということをも十分承知した上で運用やっていると、委員長はですね。

阿部委員。

○阿部計一委員　　例えば特別昼からする、1時から、2時から言うんだったら、そら各議員にやな、当然委員長なり副委員長が電話してやな、いつやりますと、いやいやこれは、議員さんの都合もあると思うね。特別な時間にやるやいうたら。やっぱりそういう配慮というのも必要になってくるで。ただ委員長、副委員長の判断で議運の判断だけでやられる

とやっぱりぜひ基準というのを設けてほしいなど。

○柏木 剛委員長 全協でもその辺の話はじゃ、改革委員会からのほうで出させてもらいましょうか。

○阿部計一委員 がんじがらめにせえ言いよんのちゃうよって。

○柏木 剛委員長 はいわかりました。

○印部久信委員 今言ったようにこのごろ委員会でも10時から始まって昼回る委員会も少なくなってきたようにも見受けられるねん。けれども委員会はその日使うという前提の元に予定組んでもらわんと、そうでないと今阿部さん言うたようにいつも昼までが委員会、昼に終わるとなったらそれこそやな議会改革でよ深く審議をするというよな基本的な考えからいうたやなこっちでそんなこと言っても、こっちではお前昼に終わってなったらやなおかしな話やの。

○柏木 剛委員長 はい、原則午前中、10時から始めてよっぼどの理由がない限りは、昼からの分はないけども、もしやる場合はそれなりのことをきちんと。

○印部久信委員 ……質疑やから昼回ること、なんぼでもある。あつてしかるべきことなんや。

○柏木 剛委員長 そうですね、それはありますからね。

はい、わかりました。

今の件は、全協でも話すような格好で考えていきます。

できるだけ原則はこうしましょうということ、話がありましたということで伝えて。

そしたら、その他ですけど、これからのスケジュールを概略をお話ししたいと思います。

それで、ほぼ本日終わります。

まず、きょう8月23日改革委員会やりまして、積み残してあった部分については、ほぼ解決、結論が出たというふうに考えてます。

8月30日議会の初日ですけども、そのときに会派の代表者会をやっていただくということになってます。そのときに改革の報告と同時に、この基本条例が制定されたことによって、会議規則とか運用基準が部分的に変わる部分がありますので、それは議運で中心で今検討したんですけども、それも含めて8月30日に会派代表者会をやってもらうことになってます。

その後、それを受けまして、9月10日、これは一般質問の最後の日ですけども、あるいはもし一般質問が多くなって9月11日の予備日を使って、最終的な、今日の話を決めて、改革委員会もう一度開きたいと思っております。そこでは、会派代表者会の意見を受けて、どうだったかというのと、それからもう一つは委員長の調査報告とか、最終的なまとめたことも含めて、確認いただくと。そんな形を9月10日にやりたいというふうに思っております。10日または11日の一般質問の出方によりますけども。

そしてその後、9月18日に、これは決算特別委員会の4日目の最終日ですけども、その後、全協を開いてもらって、そこでこの件について報告すると。これは一つは改革委員会のほうから基本条例の内容的なもの、運用規則そして及び議運の委員長のほうから、会議規則とかの変更された分、これについて全協に説明したいという予定です。

で、それを経まして、最後9月26日の本会議で、この委員会で発委して、上程すると。で、それをもちまして最終的にこの特別委員会は終了するということについて、議長から報告していただくと。

こんな格好でこれからの運用スケジュールを考えています。ということで、次回委員会の日程についてというところに書いてますけれども、9月10日、これはちょっと阿部さんの話と違ってきますけれど、これは終了後にやりたいと、いうふうに考えております。

はい、阿部委員。

○阿部計一委員 会派代表者の会ちゅうのは、必要け。もう委員会でしたらもう全協でやな、こういうことをのう、やるべきやって、会派の代表者の寄ってやな、おのおのどうやって、こんなん会派の代表者会や必要ないように思いますけれども、どうですか。

○柏木 剛委員長 これ、原口、議運の委員長どうでしょうか。

○原口育大委員 会派の、これにかかわって会派の運営申し合わせみたいな部分で影響の出る部分が何ぼかあるんで、それは会派代表者会にちょっと報告しとかんなんかなとは思ってますけど。

○印部久信委員 会派に影響のある。

○原口育大委員 会派の申し合わせやな。大したことじゃないと言うてもたら怒られんやけど、常任委員会とかで例えば、委員割りとかしとんやけど、会派割りとか。今度、これは基本条例やなしに広報広聴特別委員会を常任委員会にすると、いうものを今回出るんで、それに常任委員会になったときの定数とかはもう決まるんですけど、委員の選任とかについての申し合わせが形式的な、形式的と言うたらいかんのかな、ちょっと報告

しとかなあかんのかなというふうに思ったりします。それと、代表質問、個人質問の一問一答式というのが基本条例に入ってくるんで、今までの総括質疑をして、3回以内とかいうふうなやり方について、一般質問の場合はもうエンドレスちゅうのが原則なんで、そこにある程度しぼりを入れらんと、議会運営上ちょっとこ難しいところがあるということ、そこもちょっときょう今朝の議運で協議をさせていただいて、質問回数とかについてどういうふうに申し合わせするかと。やっぱ一番主になるのは、会派代表者会かなというふうなことで、そこに1回諮る必要があるかなというふうに思ってます。

○印部久信委員 質問回数、何の質問回数。

○原口育大委員 だから、基本条例が成立したら、委員会・本会議での質疑は、一問一答とするというのがあるんですね。

○印部久信委員 委員会。

○原口育大委員 会議での質疑がね、一問一答とするというふうになってるわけやな。

○印部久信委員 何てか、何てか。これ一般質問関係ないな。

○原口育大委員 いや、だから一般質問の場合はそのまま適用するけども、代表質問とかの場合にちょっと一括質疑とかがやっとなるんで、それを残すか残さんかとかいうような話になってくる。

○印部久信委員 うん、それと、その次。

○原口育大委員 だから、一問一答いうたときは、もう1つ聞いて、1つ答えるというのを、延々と繰り返すことになるんで。

○印部久信委員 一般質問以外のこと言いよんのか。

○原口育大委員 そうですね。委員会での質疑とか。

○印部久信委員 委員会での質疑。

○原口育大委員 本会議の質疑やな。

○印部久信委員 本会議の議案上程に対しての質疑は、今まで一人3回。あれは逐条か。逐条じゃなしに。

○原口育大委員 一つの議案、一人の人が、一応3回に制限させとんのやから、一問一答にするって決めただけだったら、それがエンドレスになってしもうとると、いう解釈なんです。今のところ。3回の申し合わせという部分を。だから3回というのがね、僕も認識不足やったんけど、総括質疑が1回あって、で2回目というのは、そのまとめて聞いたことに対して、今度、質疑をあと2回できると、というのが3回らしいんですよ。で、それが、一問一答、完全に一問一答ということになると、最初から聞けるのも、1回に1つしか聞けへんと。まとめて聞くちゅうことできへんと。いうことで、そのかわり、論点を明らかにするちゅうか、1つずつやりとりしながら、エンドレスで繰り返すと、いうふうなことのようにですわ。一問一答という趣旨が。でそれを適応してしまうと、要するに、何回、10回、20回、一問一答で繰り返すことになる。

○印部久信委員 いわゆる本会議上での。

○原口育大委員 本会議上です。ちょっと問題あるん違うかなということで、上位のやつはもうそれ一問一答とする、というのは触れへんのやけども、条例なんで。運用とか、会派の申し合わせの中で、それは、議長の許可が得たら、例えば、これ回数決めてないですけど、4回なら4回、で議長の許可が出たらもう一回いけますとかね、そういう申し合わせがあるん違うかなと。

○印部久信委員 今んところ3回というのは、あら申し合わせであって、どこにも書いてないんか。

○原口育大委員 書いてありますね。

○阿部計一委員 ……これをいらんちゅうことけ、3回。

○原口育大委員 いや、だから3回でいいのかどうかを確認せんなんと違うかな。だから今ね、総括質疑があって、後2回みたいな話になつとるやつを、一問一答言うたときは、1回に聞けるのが1つという話になるんで、もう3回しかないから、まとめて聞いとけちゅう話ができらんようになると。それやったら、一問一答やから、1つ聞いて1つ答える、いうやつを3回でいいのかと、いうこともあると思うんで。



○柏木 剛委員長           ま、そんなことも含めて、会派代表者会で。

○原口育大委員           とりあえず会派代表者会でいいんじゃないかな。  
まあ会派から委員会構成の話。

○阿部計一委員           ・・・会派代表の質問でもな、もっとよ、ちゃんとやったらええね。  
みな朗読してよ。答弁者が答弁できらんような。自分考えてやったらやな、個人質問と代表質問同じようなやったらええのにやな、なんかもう自分一人朗読してやななんじゃ意味のない。これはもう代表質問する人がやな、考えてやるんや。時間内にやったらいいんや。そんなん規制する必要ないんじゃないけ。

○原口育大委員           そこも一応案としてはですね、今のやり方残そうかなという案、今朝やったんで、総括質疑して後2回とかいうのは、ちょっと申し合わせの中に入れようかなととんのやけど、そらまあ、会派代表者会でなりで協議してもって、変えてもらう分には構わんかなというふうには思います。

○阿部計一委員           会派代表者会でそんなん決まるんじゃない。1議案に対して3回ということはそれも恒例になっていきよるやつ変えるやいうてそんなん増やしたりしたら時間なんぼかかるやわからん。

○原口育大委員           まあ、手続をどないとるかやけど、いきなり全協でもええとは思わんですけど、まあ会派申し合わせちゅうのもある、会派制による申し合わせ事項ちゅうのも存在するんで、それを。

○阿部計一委員           それやったら会派のそんなもん聞く前に、我々会派でどんな話をな、してつめとかなんだらほんな会派の代表だけで勝手に決めたって我々ついていけれえへん。

○原口育大委員           一旦持って帰ってもらわないかんかなと思わんやけど。

○阿部計一委員           それこそ非公式に会派の代表に、実はこういうことて言うてもうたんや。我々で話してよ。

○原口育大委員           それ、先出したほうがいいのか。会派代表者会で一旦寄ってもって説明して持って帰って、もう一回寄ってもらうのがいいのか。説明が行き届くためには、や

っぱり1回寄ったとここで説明したほうがいいかなと思ったりするんですけど。

○柏木 剛委員長 はい、そんなことで、今言ったように、代表者会も含めて大体のスケジュールは、9月26日発委に向けてのスケジュールは今のことで。次回は9月10日または11日にもう一度最終的なこの条例及びこの運用基準そして委員長報告含めた委員会を、これは本会議の後ですけども、一般質問の日の最後ですけども、時間をお願いしたいと思います。

○阿部計一委員 委員長、あんな、一応基本条例は、一応よ、まとまったわけよの。ほやから一段落してよ、ほんでないと次の改革について、今言いよるようなこともよ、いっしょにしよったらまたややこしなんのよ。で一旦このけじめつけてやな、これをまたしたらどないでんの。これをまた一議案に対して、3問とか4問とか言ってやな、そないする必要ないん違うか。

○原口育大委員 9月議会には影響ないんで、そら仮に条例が通って、だから常任委員会にするという話は、もう上程せなあかんので、これは。

○印部久信委員 これはどっから上程すんの。

○原口育大委員 これは議運ちゅうことにこの前決まっていますんで、それはせなあかんので、そのことについてはまあ1回協議しといてもらわなあかん。そら実際の運用が今質問等々については、基本条例の成立後、次の議会までの間であればええとは思いますが、必ず基本条例と同時進行でないといかんちゅうことでもないとは思いますが、ただあんまり時間をおくとその間、基本条例できてから次の委員会なりに支障が出て困るんで。

○阿部計一委員 特別委員会のまあ趣旨はね、基本条例をこしらえるということで、まず立ち上げたよって、これが一段落したらよ、これはまた、次から次と。

○柏木 剛委員長 ああ、同時並行に今ま、今の会議規則とか運用規則とか会派申し合わせとかいうのは、議運の管轄で今検討しとるんで、同時並行にやるかそれとも一旦条例が成立した後やるちゅうのが阿部さんの御意見かとは思いますが。

○阿部計一委員 議運でやるのを、こっちがどうこうやの言うことないけど。

○印部久信委員 条例決まってからあとの運用取り扱いということでまた一旦おいて、議運でやったらどないで。

○原口育大委員 それで別にタイミング的には、次の委員会とかがかぶってまうと問題あるんかな。

○事務局次長（阿閉裕美） ただきょうの議運でそう話で決まって、またそういう形にすれば議運の委員さんに寄っていただいて了承して話ししていただかないと。

○原口育大委員 議運は、本会議始まったら毎日あるんで、そん中で調整するというこ  
とで。

○柏木 剛委員長 それじゃ長時間になりましたけども、これで本日の目標は達成しましたので、これで閉会します。  
どうもありがとうございました。

（閉会 午後 3時55分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 8月23日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛